

資料2

令和8年度研究会の進め方(事務局案)

目次

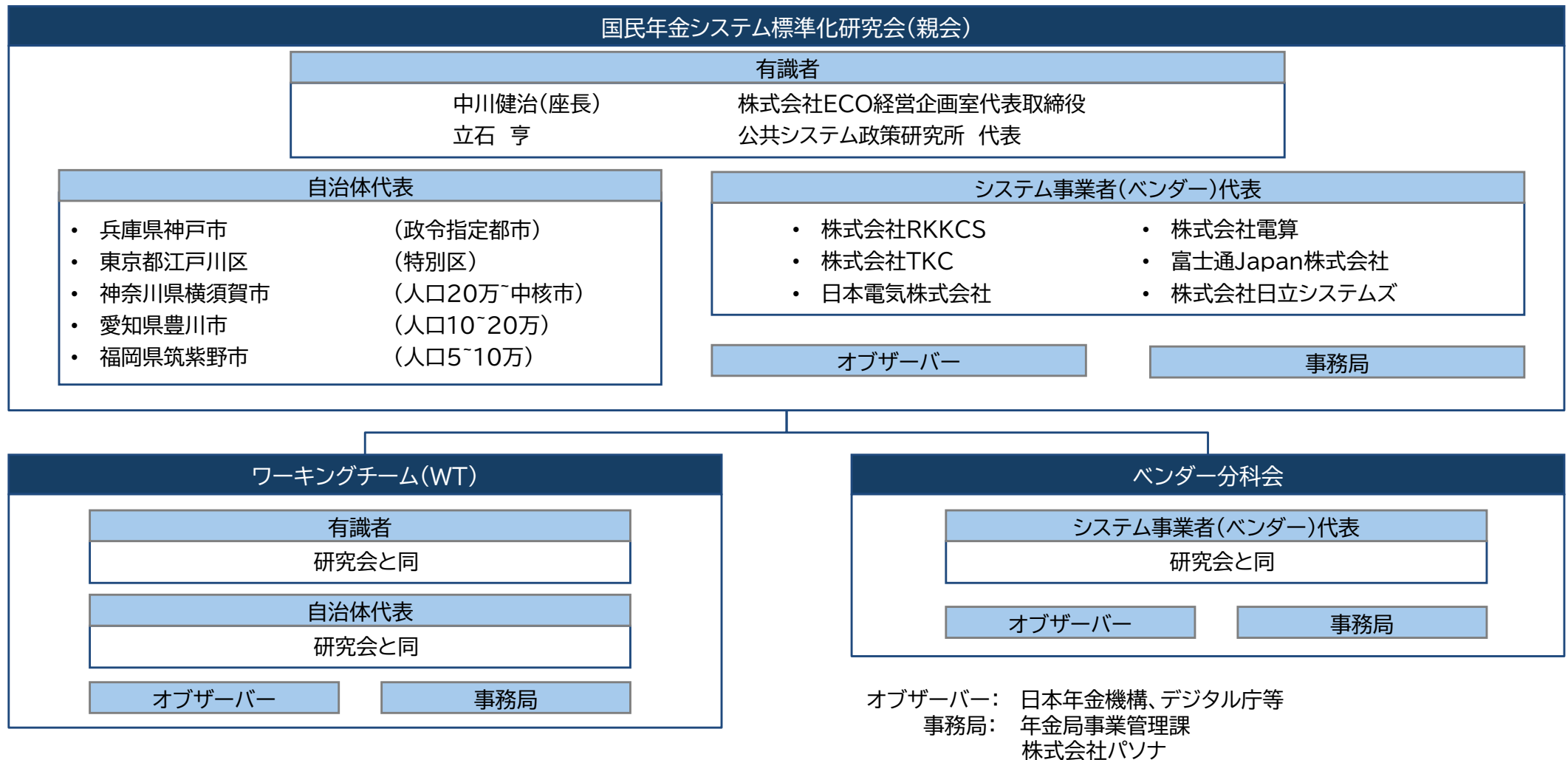
1. 令和8年度研究会の進め方
2. 標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認
3. 令和9年度業務効率化に向けた構成員へのヒアリング
4. 今後の進め方

1. 令和8年度研究会の進め方

1. 令和8年度研究会の進め方

本年度の国民年金システム標準化研究会

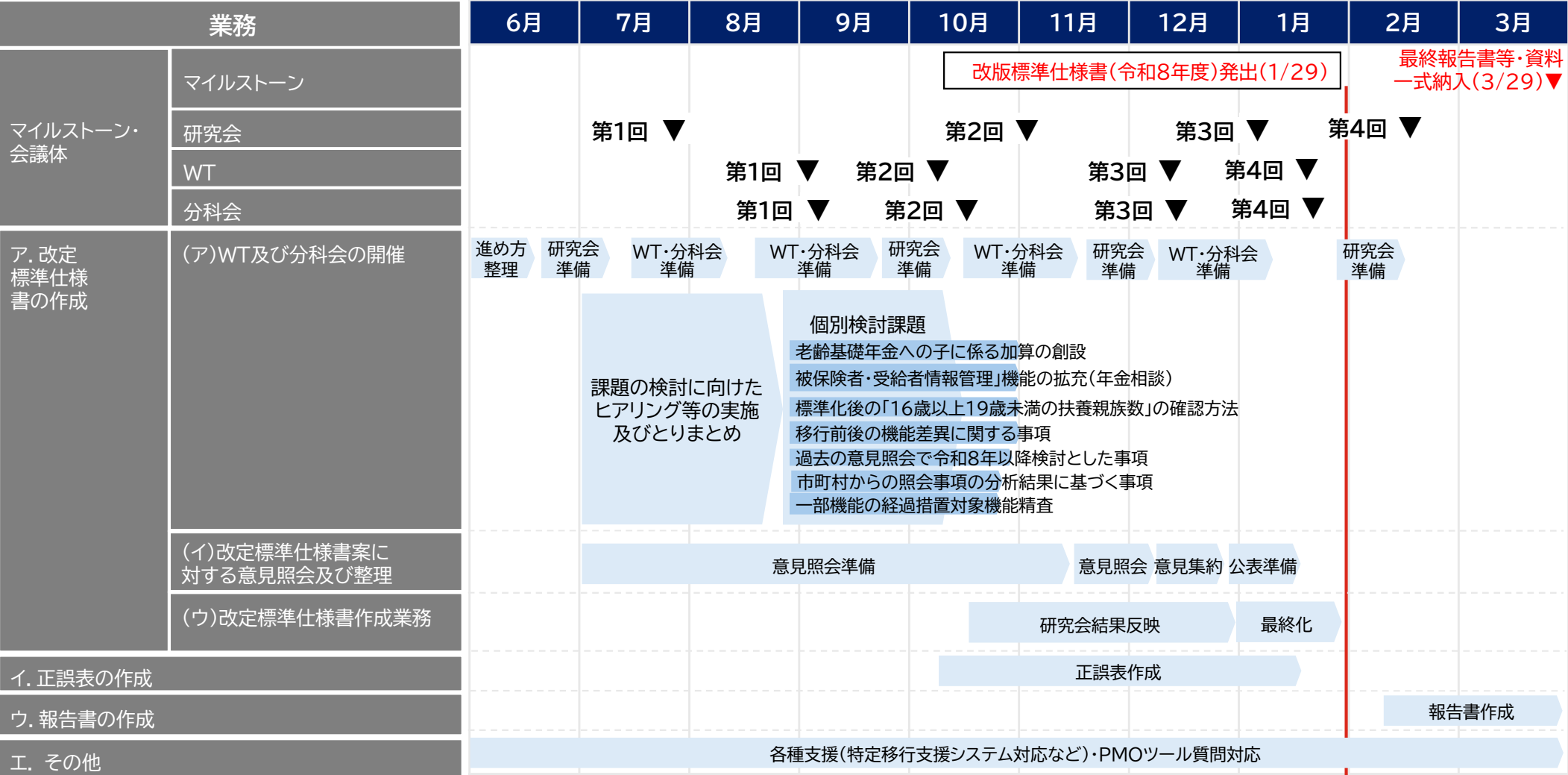
「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体や事業者の意見を反映させるための検討会として本年度も研究会を立ち上げます。本研究会では、標準化の範囲や仕様の精度を高めるための議論を進めるとともに、研究会を合意形成の場として親会とし、議論及び検討の場としてWTとベンダー分科会を設けています。



1. 令和8年度研究会の進め方

本研究会のスケジュール

現時点でのスケジュールとしては、標準仕様書の改定は1月末に実施する計画としております。



2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の 確認

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認 検討テーマ整理

今年度の研究会開催にあたり、令和7年度からの申し送り事項等を踏まえ、検討テーマを7つに整理しました。

標準仕様書(1.6版)以降で対応すべき事項

継続	■ 申し送り事項(令和7年度分) ■ 業務改善に関わる機能の検討 ➢ 令和7年度ヒアリング結果に基づく検討事項 ・ 標準化後の16歳以降19歳未満の扶養親族数の確認方法 ・ 「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)
	■ 業務改善に関わる機能の検討 ➢ その他 ・ 移行前後の機能差異に関する事項 ・ 市町村からの照分析結果に基づく事項 ・ 過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項 ・ 一部機能の経過措置対象機能精査
新規	■ 日本年金機構における事務処理変更に伴う対応
	■ 法令・制度改正対応
	■ 自治体からの意見・質問(PMOツール経由分)

検討テーマとして再整理

検討テーマの区分(案)

業務機能の追加	A.新規機能・帳票の追加	標準化済みの業務に係る新規機能・帳票の追加
	B.新規業務(及び機能・帳票)の追加	標準化されていない業務の追加とそれに伴う機能・帳票の追加
業務機能の見直し	C.標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	標準仕様書の品質の向上の観点から改善を図る事項
	D.法令・制度改正予定の仕様書への反映	「1.5版」決定以降の法令・制度改正内容の標準仕様書への反映
	E.年金機構側の業務変更を伴う事項	日本年金機構との業務の調整を要する業務・機能の見直し
その他追加・見直し	F.デジタル庁から提示された取り組み方針への対応	デジタル庁から提示された取り組み方針への検討・対応
	G.共通事項の整備への対応	標準化業務の共通事項との整合確認及び標準仕様書への反映

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認 各検討テーマへの対応の考え方

各検討テーマ区分について、令和8年度の対応方針は以下を予定しております。

検討テーマ区分		対応方針	対応時期
A	新規機能・帳票の追加	令和7年度から継続的に検討してきた事項、移行前後の差異を踏まえ、職員の業務効率化・省力化、国民の利便性向上に資する機能・帳票追加に向けた検討を行う	令和9年度以降に対応する ※次ページ No.2～6を参照
B	新規業務(及び機能・帳票)の追加	該当する事項なし	—
C	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	業務効率化をより推し進める旨の意見を選定し、標準仕様書の要件を精度向上、要件化範囲・内容の最適化と明確化を目的に修正する	原則、「正誤表」対応 ※議論の状況によって変更
D	法令・制度改正予定の仕様書への反映	制度改正について、標準仕様書への影響を事務所で検討のうえ、必要に応じて改定標準仕様書を作成する(特に、年金制度の改正等)	制度改正の状況を見据えて対応 ※次ページ No.1を参照
E	年金機構側の業務変更を伴う事項	中長期的課題(年金機構と市区町村間の報告・送付対象情報及び手段の整理等)	令和9年度以降に対応する
F	デジタル庁から提示された取組方針への対応	デジタル庁から提示された取り組み方針全般に対して、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告	デジタル庁の対応状況に合わせて対応 ※次ページ No.7を参照
G	共通事項の整備への対応	デジタル庁が共通事項の整備を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、平仄を合わせる形で標準仕様書を更新し、研究会にて報告	デジタル庁の対応状況に合わせて対応

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認 本研究会で討議・確認する取り組み対象一覧

本研究会では法令・制度改正への対応は1件、令和9年度以降の業務効率化に向けた事項を5件、デジタル庁から提示された取組方針への対応を1件、計7件について討議を実施する計画としています。

No.	取組内容	区分	討議案（それぞれの取組方針については後頁にてご説明）	仕様書等への反映時期
1	法令・制度改正への対応	討議	老齢基礎年金への子に係る加算の創設	令和9年 1月末
2	令和9年度以降の 業務効率化に向け た事項	討議	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)	
3			標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法	
4			移行前後の機能差異に関する事項	令和9年度 以降(※)
5			市町村からの照会事項の分析結果に基づく事項	
6			過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項	
7	デジタル庁から提示された取組方針への対応	討議	一部機能の経過措置対象機能精査	令和9年 1月末

(※)研究会の進捗状況を踏まえ、必要に応じて令和9年1月末の標準仕様書改定に反映する。

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

1.老齡基礎年金への子に係る加算の創設 1/2

法改正により、老齡基礎年金への子に係る加算が令和10年4月に新設されることに伴い、裁定請求情報に関する機能要件の見直しを行います(見直し案は次頁参照)。

法改正の概要(子に係る加算の見直し)

- ✓ 年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化するべく、老齡厚生・障害基礎・遺族基礎年金の子に係る加算額を引き上げ。
 - ✓ 老齡基礎年金(障害厚生(2級以上)・遺族厚生も同様)においては、子に係る加算を新設(令和10年4月施行)。
 - 子1人につき年額281,700円(令和6年度価格)。
- ※満額支給の要件として「保険料納付済期間と保険料免除期間の合計月数が25年間(300月)」を満たしていることと定め、300月に満たない受給権者はその月数に応じて調整。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

① 短時間労働者の適用要件のうち、資金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円(令和6年度価格)から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額上限の段階的引上げ

標準報酬月額上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる(※)とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見直しに資する見直しがあり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。
② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回る場合は、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
② 企業年金の運用の見え方(情報開示)として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齡厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

施行期日

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定拠出企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要がある規定の修正等を行う。

令和8年4月1日(ただし、I・5・III③は公布日、I・1③は令和8年10月1日、I・4(68万円へ引上げ)は令和9年9月1日、I・1④(企業規模要件)は令和9年10月1日、I・1①(資金要件)・II①は公布から3年以内の政令で定める日、I・4(71万円へ引上げ)は令和10年9月1日、I・3、III③は令和10年4月1日、I・4(75万円へ引上げ)は令和11年9月1日、I・1②は令和11年10月1日、III②は公布から4年以内の政令で定める日、II②は公布から5年以内の政令で定める日)

III ① その他(子に係る加算等の見直し)

改正のねらい

○ 年金受給者への加算については、年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化し、給付を手厚くします。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯も増えている社会の変化に合う仕組みにします。

年金制度には、子を養育する場合の加算制度や年下の配偶者を扶養する場合の加算制度が存在。

【①子に係る加算の充実】

○ 子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、現在受給している者も含めて子に係る加算額を引上げ。
※ 子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設。
子に係る加算については「国内居住要件」を設定。
(現行) 第2子まで234,800円、第3子以降78,300円
(見直し後) 一律281,700円
※いずれも2024年度価格の年額。

【②年下の配偶者の扶養に着目した配偶者に係る加算の見直し】

○ 併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される配偶者に係る加算額(※)は、(※)配偶者に係る加算額は維持。
(現行) 408,100円
(見直し後) 367,200円
※いずれも2024年度価格の年額。

《年金制度における扶養関係の加算の現状》

	老齡年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	②配偶者の加算 加算額の引上げ ※将来の受給者のみ	配偶者の加算 現行制度を維持	
基礎年金	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 今創設	①子の加算 今創設
	①子の加算 今創設(注)	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む

(注) 加入期間に応じ、金額を調整

①・②(2028年4月施行)

(参考)厚生労働省HP「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要」より抜粋

10

参考)社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要 スライド拡大版 1/2

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要	
改正の趣旨	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。
改正の概要	※赤字は、衆議院による修正部分
I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し	
1. 被用者保険の適用拡大等	① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。 ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。 ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。
2. 在職老齢年金制度の見直し	一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。
3. 遺族年金の見直し	① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。 ② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。
4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ	標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。
5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ	① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。 ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
II. 私的年金制度の見直し	① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。 ② 企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。
III. その他	① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。 ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。 ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。等
施行期日	このほか、遺族年金の支給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要があった規定の修正等を行う。 令和8年4月1日（ただし、I 5・III ③は公布日、I 1 ③は令和8年10月1日、I 4（68万円へ引上げ）は令和9年9月1日、I 1 ④（企業規模要件）は令和9年10月1日、I 1 ①（賃金要件）・II ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4（71万円へ引上げ）は令和10年9月1日、I 3・III ①は令和10年4月1日、I 4（75万円へ引上げ）は令和11年9月1日、I 1 ②は令和11年10月1日、III ②は公布から4年以内の政令で定める日、II ②は公布から5年以内の政令で定める日）

(参考)厚生労働省HP「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要」より抜粋

参考)社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要 スライド拡大版 2/2

Ⅲ① その他（子に係る加算等の見直し）

改正のねらい

○ 年金受給者への加算については、年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化し、給付を手厚くします。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯も増えている社会の変化に合う仕組みにします。

年金制度には、子を養育する場合の加算制度や年下の配偶者を扶養する場合の加算制度が存在。

【①子に係る加算の充実】

○ 子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、**現在受給している者も含めて子に係る加算額を引上げ。**

※ 子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設。

子に係る加算については「国内居住要件」を設定。

（現行）第2子まで234,800円、第3子以降78,300円

（見直し後）一律281,700円

※いずれも2024年度価格の年額。

【②年下の配偶者の扶養に着目した配偶者に係る加算の見直し】

○ 併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される**配偶者に係る加算額は引き上げ**（現在受給している者の加算額は維持）。

（現行）408,100円

（見直し後）367,200円

※いずれも2024年度価格の年額。

①・②〈2028年4月施行〉

《年金制度における扶養関係の加算の現状》

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	②配偶者の加算 加算額の見直し ※将来の受給者のみ	配偶者の加算 現行制度を維持	
	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 今回創設	①子の加算 今回創設
基礎年金	①子の加算 今回創設（注）	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む

（注）加入期間に応じ、金額を調整

(参考)厚生労働省HP「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要」より抜粋

12

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

1.老齢基礎年金への子に係る加算の創設 2/2

国民年金システム標準仕様書 機能・帳票要件内の関連機能と、法令改正対応後の機能要件ドラフト案は以下の通りです。老齢基礎年金と障害基礎年金について「子の加算対象者」を管理する機能を追加します。

対応事項

- 老齢基礎年金について、子に係る加算対象者を管理する機能を追加する。
- 未整備であった障害基礎年金についても、同様の対応を行う。

既存の機能

中項目	機能ID	機能要件	区分	適合基準日
4.1年金 請求書等 受理・審査	0260 485	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目(共通)】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、 受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目(遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金)】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算 対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自 動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所、消 除年月日、消除理由 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給者が提出す る障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等 の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登 録・修正・削除・照会ができること。	実装 必須 機能	令和8年4 月1日



改定案

中項目	機能ID	機能要件	区分	適合基準日
4.1年金 請求書等 受理・審査	0260 485	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目(共通)】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、 受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目(遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金)】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算 対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自 動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所、消 除年月日、消除理由 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給者が提出す る障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等 の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登 録・修正・削除・照会ができること。	実装 必須 機能	令和8年 4月1日
新規 採番		裁定請求情報のうち、老齢基礎年金または障害基礎年金の子に 係る加算対象者の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目(老齢基礎年金・障害基礎年金)】 子の加算対象者	実装 必須 機能	令和10年 4月1日

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

2.「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談) 1/2

令和7年度第5回国民年金システム標準化研究会でのご報告結果を踏まえ、障害基礎年金に関する年金相談の管理機能については、今年度も引き続き検討します。

概要

■**要望元:** 市区町村

■**要望内容:**

- ・ 障害年金の相談があった際、厚生労働省HPに掲載されている「障害基礎年金相談シート」をベースに聞き取りを行い、その内容をシステムに入力し管理をしている
- ・ 標準準拠システム移行後は、メモ機能を活用して相談内容を管理することになるが、当該機能のみでは管理が難しい
- ・ 障害基礎年金相談シート」に沿った管理項目を追加または、メモ機能を拡充する等して、標準化後の国民年金システム上で管理ができるようにしてほしい

令和7年度のヒアリング結果

- ・ 5市区町村中2市区町村が障害基礎年金にかかる相談事跡を、システム管理している
- ・ システム外管理をしている3市区町村中2市区町村が障害基礎年金にかかる相談事跡の管理に関する機能を標準オプション機能として追加した場合、当該機能を利用して管理予定である
- ・ システム外管理している理由は、既存の電子媒体や紙媒体からのシステム移行作業が手作業かつ件数が多く困難であるため
- ・ 市町村業務支援ツールのうち「障害基礎年金相談シート」以外の「相談シート」を活用している市区町村はなかった

令和8年度以降の対応方針

- ・ ヒアリングの結果を踏まえ、引き続き業務効率化に向けた検討を進める
- ・ 検討の対象は障害基礎年金の相談事跡に関する機能のみとする

※令和7年度 第5回国民年金システム標準化研究会「資料1 令和8年度以降の進め方(事務局案)」より抜粋

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

2.「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談) 2/2

相談事跡はメモ機能で管理するものとしていることから、機能・帳票要件では「大項目:00共通>中項目:0.4 被保険者・受給者情報管理」に標準オプション機能を追加する想定をしております。

改定イメージ						
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260030	住民からの相談内容について、登録・修正・削除・照会ができること ※被保険者・受給者以外の住民の相談内容も対象とする	標準オプション機能
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260031	被保険者の各種メモ情報(備考・特記事項等)の登録・修正・削除・照会ができること	実装必須機能
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		026XXXX	障害基礎年金の相談内容に関する情報を登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 傷病名、発症日、初診日、…	標準オプション機能
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		026XXXX	障害基礎年金の相談情報については、特定の項目で集計できること。(例:相談年月日、…)	標準オプション機能
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		026XXXX	…	…

(参考)障害基礎年金相談シート 本人情報

[illegible]

(参考)障害基礎年金相談シート 相談記録

[illegible]

3. 相談内容

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

3.標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

令和7年度ヒアリング結果を踏まえ、標準仕様書改定に併せて機能要件の「要件の考え方・理由」の見直しを検討します。

概要

■**要望元:** 市区町村

■**要望内容:**

- ・ 国民年金システムではなく、税務システムについての意見。当市の税システムでは「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定。国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムに実装が必要

令和7年度のヒアリング結果

(市区町村)

- ・ 5市区町村中4市区町村が、扶養親族数を確認するために税システムから必要な情報を連携している
- ・ 5市区町村中1市区町村は、申立書等を記載させる形で対応している

(ベンダー)

- ・ 6社中4社が、税システムから扶養親族数を確認するための開発を行い、必要な情報を連携している
- ・ 6社中3社が、個人住民税システムから国民年金システムへの機能別連携仕様にあるデータ項目「被扶養者 宛名番号」を用いることで、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できると回答している

追加ヒアリングの内容

- ・ データ項目「被扶養者 宛名番号」を用いることで「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できると回答いただいたベンダー3社に対して、データ項目「被扶養者 宛名番号」をもとに住民情報グループのデータ項目「氏名」及び「生年月日」を用いて被扶養者の年齢を割り出し、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出する確認方法を参考に示した上で、認識相違ないか追加ヒアリングを実施

「追加ヒアリング結果」は、次頁に記載

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

3.標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

(前頁からの続き)

追加ヒアリング結果

- 追加ヒアリングしたベンダー3社中3社が、参考1に示されたデータ項目「被扶養者 宛名番号」をもとに住民情報グループのデータ項目「氏名」及び「生年月日」を用いて被扶養者の年齢を割り出し、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出する認識で相違ないと回答

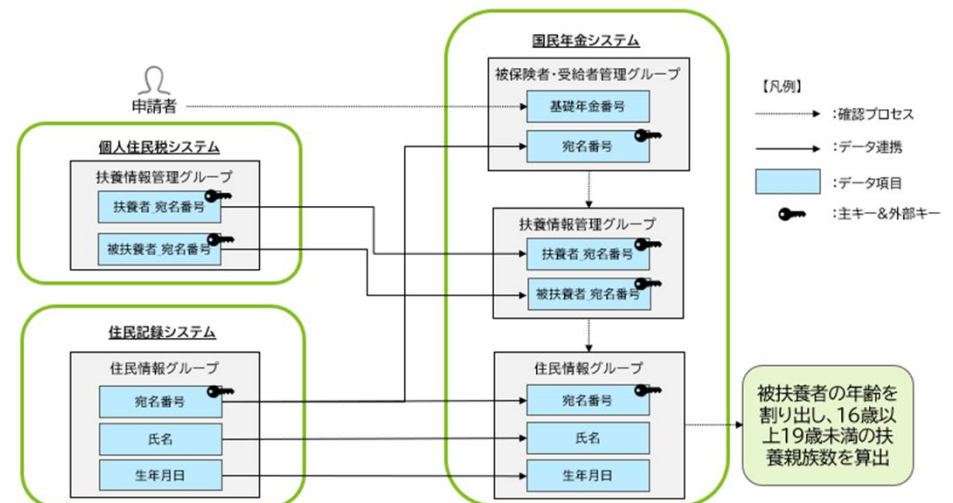
令和8年度以降の対応方針

- 参考1に示す機能要件の「要件の考え方・理由」では、他システムから連携するのではなく、本人に申し立てていただく等の運用を原則としている。追加ヒアリング結果より、機能別連携仕様のデータ項目「被扶養者 宛名番号」をもとに16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出可能であることが確認できたため、令和8年度以降の標準仕様書改定に併せて、他システム連携の際の考え方を機能要件の「要件の考え方・理由」に反映する検討を行う

(参考1)現行標準仕様書(1.5版)の記載内容

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
0260026	16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会できること	標準オプション機能	税制で管理する情報ではなく年金の運用上必要な情報である。<u>このため他システムから連携するのではなく市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録することとする。</u> 下線部分に右図の要素を反映予定 学生納付特例申請においては、被保険者分の扶養親族数を管理できるようにする。 免除・納付猶予申請においては、被保険者分・配偶者分・世帯主分それぞれの扶養親族数を管理できるようにする。

(参考2)データ項目「被扶養者 宛名番号」を用いた確認方法



※令和7年度 第5回国民年金システム標準化研究会「資料1 令和8年度以降の進め方(事務局案)」より抜粋

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

4.移行前後の機能差異に関する事項

自治体の意見をもとに窓口現場での「フィット＆ギャップ分析結果」を活用し、実務上不可欠な機能における課題や要望を踏まえ、改定案を策定します。

「移行前後の機能差異に関する事項」に対する今年度の取組(事務局案)

(1)自治体窓口ヒアリング

- 標準システムへ移行完了した自治体を対象に、窓口担当職員へ調査を実施。移行前後の機能差異を精査し、運用効率を阻害する実務上のボトルネックを具体的に抽出。

(2)構成員ヒアリング

- 抽出課題を構成員(全国自治体・有識者)へ提示。他団体での発生状況を確認し、全国規模で改修が必要な共通の業務課題であるかを検証。

(3)研究会等で議論・仕様書修正案の確定

- 検証された課題をWT・ベンダー分科会にて議論。研究会での合意を経て、現場の声を反映した実効性の高い標準仕様書修正案を策定。

(参考) 自治体窓口へのヒアリングに基づく、システム標準化による影響例(事務局想定)

システム標準化により発生した影響・問題点	現場での追加対応・代替案
免除申請時の「失業者チェック」、法定免除対象者の「納付希望無しのチェック」、海外転出者の「国内協力者情報の入力欄」などが追加された。	➤ 手間は増えたが、システムに入力することで対応。
第3号被保険者の情報が確認できなくなった。	➤ 年金事務所から借りている専用端末で検索し、画面をプリントアウトして現在の状態を確認している。
結婚や世帯分離の際、以前は詳細な理由が記載されていたが、現在は「職権修正」という大まかな表示になってしまった。	➤ 実際に何かの変化があったのか、何もなかったのかを分析している(確認する手間が増加)。他のシステムの標準化の影響も踏まえ状況を確認する必要がある。

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

5.市町村からの照会事項の分析結果に基づく事項

PMOツール等に寄せられた照会記録をもとに、照会内容を「共通課題・費用対効果・サービス向上」等の軸で評価し、標準仕様に反映すべき項目を特定します。

「市町村からの照会事項の分析結果」の取り扱い方針(事務局案)

検討軸	観点及び評価基準
共通課題	特定の自治体に留まらない、全国横断的な課題かどうかの観点。多くの自治体から類似の照会が寄せられている項目や、法解釈・運用上の共通のボトルネックとなっている事項を高く評価します
費用対効果	標準仕様化による実務負担の軽減効果の観点。手作業での回避策(Excel管理や手書き修正等)が恒常化している業務に対し、システム対応することで劇的な工数削減が見込める事項を高く評価します。
サービス向上	住民への直接的な利益還元の観点。窓口での待ち時間短縮、正確な情報案内によるトラブル防止、誤案内リスクの低減など、住民サービスの品質向上に直結する事項を高く評価します。

優先的に仕様化を図る領域(事務局案)

【住民影響の大きい領域の解消】

- 住民サービスやセキュリティに直結する課題(共通課題○、サービス向上○)は、改定の優先事項とします。

【業務効率の劇的改善】

- 現場の待ち時間削減、手作業排除に繋がる機能(費用対効果○)について、実装方法の具体化を図ります。

【ヒアリングの実施】

- 特定の自治体規模で顕著な課題となっている項目についてヒアリングを通じて実態を把握し、オプション機能としての切り出し等を検討します。

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

6.過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項 1/2

令和7年度意見照会にて令和8年度以降検討とした項目について、構成員ヒアリング結果を踏まえ、技術動向や他業務の標準化状況の観点から、現時点での実現可能性と優先順位及び実装すべき機能を整理します。

「令和8年度以降検討とした事項」に関する構成員ヒアリング内容

No.	令和8年度以降検討とした事項	ヒアリング項目
1	3号被保険者の資格照会に関する機能 ID:0260012の実装区分の要件見直し	✓ 1号被保険者への種別変更の届出にシステム上対応できないという事例に対する他自治体での状況調査
2	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除	✓ 左記仕様書の提供は終了しているため、左記仕様書の使用を前提とした機能群の削除を検討。機能削除による業務への影響の有無をヒアリング
3	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	✓ 管理項目「処理結果受理年月日」の使用状況の確認
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書の日本年金機構理事長あて申請者記入欄(左上)について	✓ 「書かない窓口」の推進に向け、当該申請書の郵便番号欄・住所欄をシステムから印字できる機能の追加検討における、申請者及び窓口業務への負担度調査
5	住民記録システムから国民年金システムへの項目連携について	✓ 住民基本台帳法施行令第5条に定める項目が住民記録システムから国民年金システムに連携されていないことへの影響調査

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

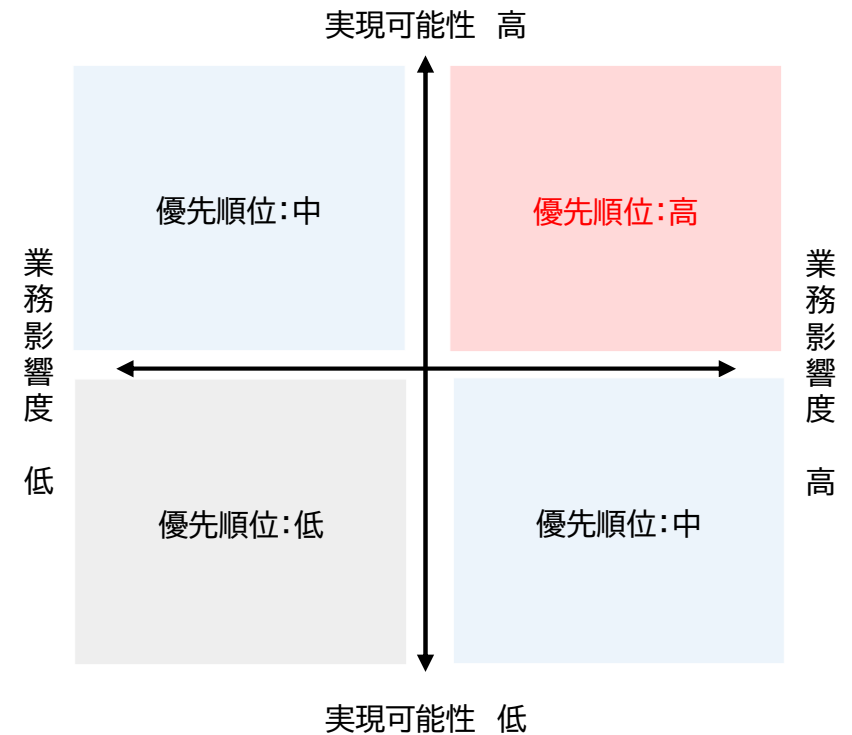
6.過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項 2/2

過去の意見照会及びPMOツールの照会内容を精査し、技術動向や他業務の標準化状況を踏まえ、現時点での実現可能性と優先順位から実装すべき機能を整理します。

「令和8年度以降検討とした事項」の取り扱い方針(事務局案)

検討基準	判定基準	
実現可能性 システム標準仕様や他業務標準化との整合性、技術的ハードルを評価します。	高	既存の標準機能の枠組みで対応可能
	中	新たなオプション開発や運用回避策の整備が必要
	低	法令改正やシステム基盤の大規模な改修が必須
業務影響度 業務効率化への寄与度、住民サービスへの影響、および要望を挙げている自治体の数を評価します。	高	業務影響が極めて大きく、多数の自治体から強い要望あり
	中	一定の業務効率化が見込める、または特定規模の自治体で課題
	低	影響が局所的であり、現行の代替手段で当面は運用可能

検討の優先順位の考え方(イメージ)



2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

7.一部機能の経過措置対象機能取り扱い 1/2

未実装機能一覧(1/2)

機能ID	機能要件
0260013	国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること
0260046	住民情報を照会した際、対象者が支援措置対象者およびその世帯構成員、ならびにDV被害者 秘密保持の配慮から基礎年金番号が変更された者の住民情報を照会した際、もしくはその世帯構 成員であった場合、アラートが表示されること
0260065	出力した帳票をイメージ（PDF等）で保存できること
0260072	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について国民年金システムにて保 持することで、被保険者の配偶者、世帯主情報を取得できること。 なお、遡及免除申請などの対応を考慮し、申請期間に応じて審査対象となる（元）配偶者や （元）世帯主を必要に応じて特定できること
0260073	住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること
0260081	連携用データの取込時、もしくは連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認 できること。また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること
0260102	資格取得に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260107, 0260116, 0260154, 0260241, 0260251, 0260261, 0260270, 0260387	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照
0260112	種別変更（第3号→第1号の変更等）に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260121	資格喪失（死亡）に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260130	資格喪失（海外転出）に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260150	資格喪失（その他）に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260160	転入・転居に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260177	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること
0260183	追加・訂正・取消に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができること
0260191	不在に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260199	所得情報について、未申告・無申告・他市区町村課税の判断を行い、それを確認できること
0260203	過年度分の免除・納付猶予申請を受付できること
0260205	免除・納付猶予に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260207	免除等の判定をするため、各免除区分ごとの所得基準額の登録・修正・削除・照会ができること。 所得基準額は年度ごとに管理できること。
0260208	免除等の判定にかかる情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会ができること。控除額は年 度ごとに管理できること。
0260209	免除・納付猶予の判定結果、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの判定結果（政令で定める 額）、対象者ごとの扶養状況を考慮した基準額（政令で定める額）を年度ごとに確認できるこ と。
0260219	所得情報について、未申告・無申告・他市区町村課税の判断を行い、それを確認できること

機能ID	機能要件
0260225	学生納付特例に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260227	学生納付特例の判定結果を表示できること
0260237	法定免除に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260247	産前産後免除に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260257	付加加入に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260266	付加辞退（非該当）に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260292	年金生活者支援給付金に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260299	以下に係る異動内容について、日本年金機構報告を作成・修正・削除・照会できること 資格取得/種別変更/資格喪失/氏名変更/付加保険料納付/辞退申出/法定免除/産前産後 免除/基礎年金番号通知書再交付/取得申出/喪失申出/住所変更/死亡
0260302	報告が必要な異動を選択して、日本年金機構への報告に必要な以下の報告書を出力できること 国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書
0260309	国民年金処理結果一覧表のCSVファイルを国民年金システムに取り込むことができること
0260310	第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表の情報を国民年金システムに登録できること
0260313	保険料免除・猶予申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること
0260314	保険料免除・猶予申請却下通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること
0260315	学生納付特例申請承認通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること
0260316	学生納付特例申請却下通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること
0260317	国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できる こと
0260365	所得情報の確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること
0260377	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を以 下帳票に反映できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請 (市町村確認書) / 老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族 年金生活者支援給付金所得状況届
0260378	所得情報依頼に対し、被保険者および年金受給者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できる こと 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請 (市町村確認書) / 老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族 年金生活者支援給付金所得状況届
0260396	法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報を削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準 準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成 できること。 保存期間は、各市区町村が任意で指定できること。
0260398	国民健康保険システムとの連携を行い、国民健康保険システムの情報について、取得できること。
0260435	住在外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する 住在外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。

※各未実装機能及び未実装帳票の申請理由や、自治体の事務運用への影響の有無につきましては、
別添資料「参考1_一部機能の経過措置対象機能_未実装機能及び未実装帳票一覧.xlsx」をご参照ください。

2.標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び対応方針の確認

7.一部機能の経過措置対象機能取り扱い 2/2

未実装機能一覧(2/2)

機能ID	機能要件
0260436	住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。
0260437	登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。
0260440, 0260187	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書を出力できること ※印字項目については、帳票詳細要件を参照
0260453	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260454	再取得に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260455	任意加入に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260456	種別変更（第3号一第1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること
0260457	資格喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260458	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260463	資格喪失（その他）に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260467	転入・転居に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260470	氏名変更に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260471	性別変更（訂正）に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260472	生年月日変更（訂正）に係る登録・修正・照会ができること
0260473	住所変更（訂正）に係る登録・修正・照会ができること
0260474	氏名・性別・生年月日・住所の変更（訂正）に係る履歴の修正・照会ができること
0260475	資格取得、喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260476	不在に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260477	免除・納付猶予に係る登録・修正・削除・照会が行えること
0260478	学生納付特例申請に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260479	過年度分の学生納付特例申請を受付できること
0260480	法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260482	産前産後免除に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260483	付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260484	付加辞退（非該当）に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260485	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること
0260486	裁定請求情報に係る履歴の修正・削除・照会ができること
0260487	年金生活者支援給付金に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260493	基礎年金番号通知書再交付申請に係る登録・修正・削除・照会ができること
0260495	基礎年金番号通知書再交付申請に係る履歴の修正・削除・照会ができること

未実装帳票一覧

帳票ID	帳票名称
0260001	国民年金被保険者関係届書（申出書）
0260003	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書
0260010	国民年金関係報告書
0260016	老齢・補足的な老齢 年金生活者支援給付金所得・世帯状況届
0260017	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届

※各未実装機能及び未実装帳票の申請理由や、自治体の事務運用への影響の有無につきましては、別添資料「参考1_一部機能の経過措置対象機能_未実装機能及び未実装帳票一覧.xlsx」をご参照ください。

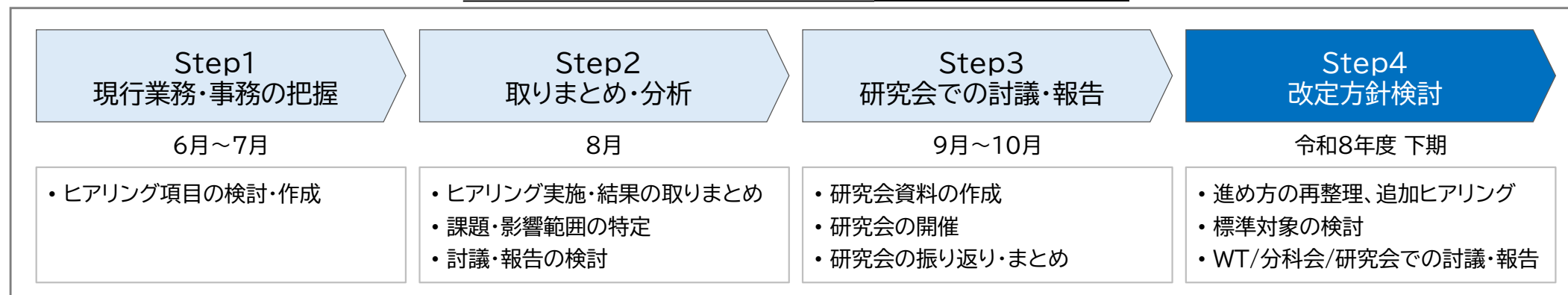
3. 令和9年度業務効率化に向けた構成員へのヒアリング

3. 令和9年度業務効率化に向けた構成員へのヒアリング 議題案に対するヒアリングと進め方

令和9年度以降の業務効率化に向けた討議・報告事項7件のうち、No.4,5,6,7については構成員の皆様にはヒアリングさせていただいた上で、10月の研究会にて取りまとめ結果を報告する予定としています(※)。

No.	対象	ヒアリング項目の想定
4	移行前後における機能差異に関する事項	- 標準化前後で機能や操作の変化による実務上の影響整理 - 移行済み市区町村から寄せられた具体的事例
5	市町村からの照会事項の分析結果に基づく検討	過去の照会事項を整理し、結果を構成員にヒアリング
6	過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項	移行状況や制度環境の変化を踏まえた、再検討の要否整理
7	一部機能の経過措置対象機能精査	一部機能の経過措置に関する実装区分の「標準オプション機能」への変更可否確認

令和9年度業務効率化に向けたヒアリングの進め方

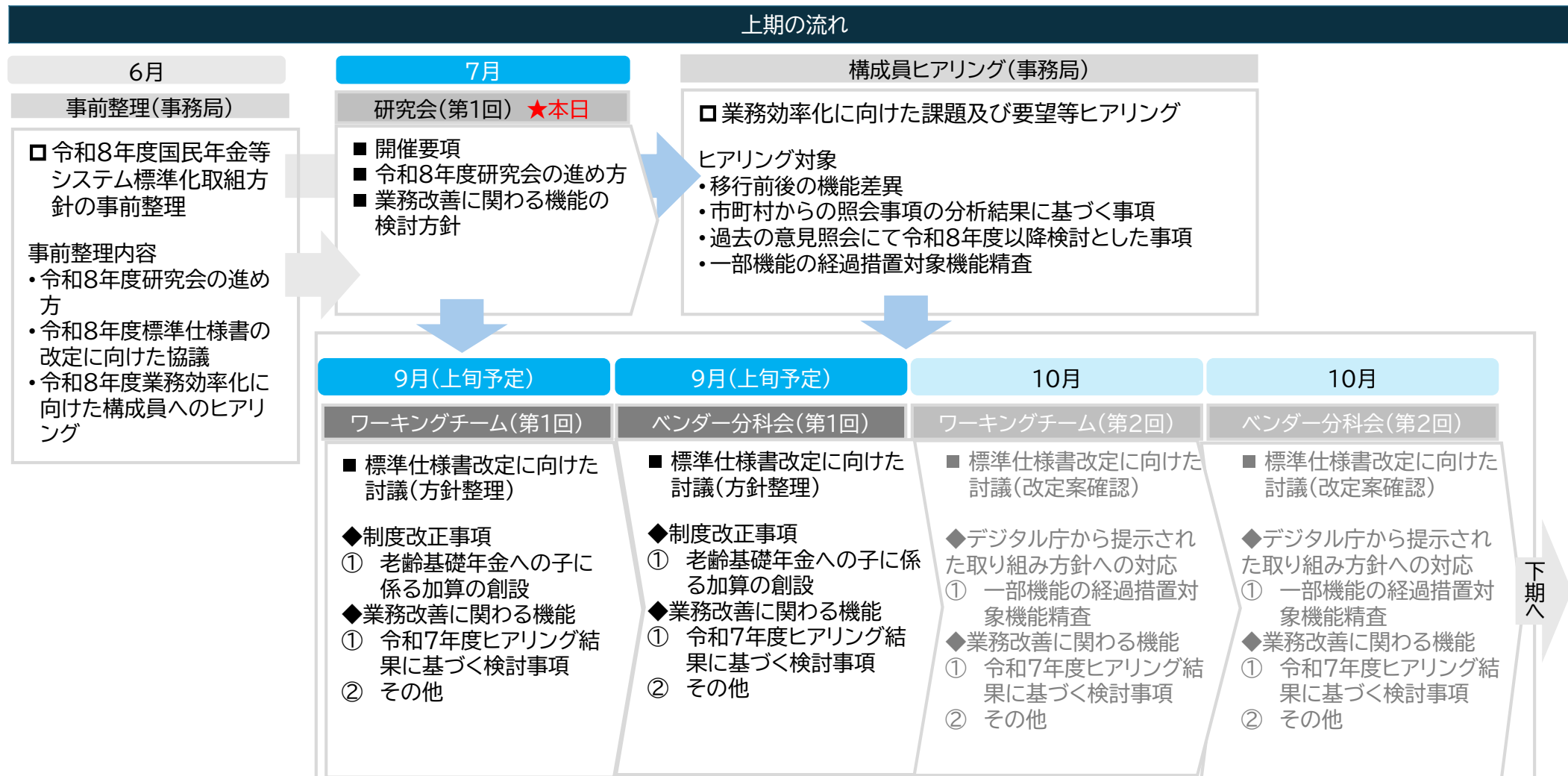


※令和8年度の標準仕様書改定に反映すべき事項がある場合、ワーキングチーム及びバンダー分科会に上程させていただきます

4. 今後の進め方

4. 今後の進め方

8月3日より構成員の皆様へのヒアリングを開始し、9月～10月にかけて開催予定のワーキングチーム/バンダー分科会にてヒアリングのとりまとめ結果をご報告します。これらの結果を踏まえつつ、全国意見照会に向けての改定案の討議・準備を進めていく予定です。



EOF